

入札公告（入札説明書を兼ねる）
（標準型総合評価落札方式：事前審査方式）

単独公共 単独道路維持修繕事業（その他） 道路パトロール業務委託 に係る一般競争入札を標準型総合評価落札方式により行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の6第1項の規定により公告します。

本件は、自治令第167条の5の2第1項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を定めるとともに、入札参加資格の審査を入札前に行うものです。

令和8年2月3日

群馬県

契約担当者 群馬県知事 山本 一太

記

1 担当部局

(1) 電子入札の執行に関すること

〒371-8570

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

群馬県県土整備部道路管理課 工事事務係 電話：027-226-3594

(2) 事務的事項及び技術的事項に関すること

〒371-8570

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

群馬県県土整備部道路管理課 工事事務係（事務的事項） 電話：027-226-3594

道路管理係（技術的事項） 電話：027-226-3597

2 業務概要等

- | | |
|----------|--|
| (1) 業務名 | 単独公共 単独道路維持修繕事業（その他）
道路パトロール業務委託 |
| (2) 業務場所 | 主要地方道 前橋館林線 外
前橋市文京町一丁目 外地内 外 |
| (3) 業務内容 | 別冊仕様書のとおり |
| (4) 委託期間 | 令和8年4月1日（予定）～令和11年3月31日（予定）（3年間） |
| (5) 業務概要 | パトロール道路延長 L＝約3,300km（月4回）
パトロール 12班体制（延べ8,712日）
常温合材 18,000袋 |

3 入札参加形態

単体による参加

4 条件付き一般競争入札(事前審査方式)に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)

この公告の日から開札の日までの期間において、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 群馬県財務規則第170条第2項に規定する入札の参加制限を受けていない者であること。
- (3) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要

綱に基づく指名停止を受けていないこと。なお、(2)及び(3)において営業の譲渡を受けた者は、営業を譲渡した者が入札参加制限又は指名停止措置等を受けているときは、それらの措置を引き継ぐ。

- (4) 群馬県の令和 6・7 年度物件等購入契約資格者名簿（以下「物件等資格者名簿」という。）に登載された者であること。
- (5) 建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に定める建設業者をいう。）にあつては、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること。（当該保険に加入の義務がない者を除く。）
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てを行っている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てを行っている者にあつては、手続開始決定後に資格者名簿に登載された者であること。
- (7) この入札に参加する者が次に掲げる要件のいずれにも該当しないこと。（複数の法人から構成されている法人も同様とする。）なお、辞退者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、群馬県競争入札心得第 7 条第 2 項に抵触しない。

ア 資本関係

ア) 親会社（会社法施行規則第 3 条第 3 項の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法施行規則第 3 条第 3 項の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係にあること。（子会社又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更正会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が継続中である会社を除く。以下同じ。）

イ) 親会社が同じであり、双方が子会社の関係にあること。

イ 人的関係

ア) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねていること（複数の法人から構成されている法人の役員（理事、監事）を兼ねている場合も同様とする）。

イ) 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により専任された管財人を現に兼ねていること。

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められるとき。

ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められるとき。

- (8) 物件等資格者名簿における役務等の提供の資格区分に、「道路・水路清掃」かつ「道路等管理」が主たる営業品目として登録されている者で A 等級（総合点数 75 点以上）であること。
- (9) 物件等資格者名簿において、群馬県内に本社があること。

5 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料について

- (1) この公告の業務の競争入札の参加希望者は、次に従い、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び 4 に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出し、入札参加資格の有無について、確認を受けなければならない。なお、申請期限日までに申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この公告の競争入札に参加することができない。

① 提出期間

令和 8 年 2 月 3 日（火）～令和 8 年 2 月 12 日（木）午後 4 時まで

② 提出方法

ぐんま電子入札共同システムによる

URL: <https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>

※IC カード更新等により同システムへの入力不可能な者は発注者と協議すること。

- (2) 提出する資料は、次のとおりとする。

① 入札参加資格確認申請書（別記様式 1）

② 登記事項証明書

- (3) 入札参加資格は申請書及び資料の提出期限日に確認するとともに、その結果を令和8年2月16日（月）までに電子入札システムにより通知する。
- (4) 入札参加資格があると認められた者が資格の確認を行った日の翌日から開札の日までに指名停止を受けたときは、入札参加資格を取り消すとともにその旨通知する。
- (5) その他
- ① 契約担当者は、提出された申請書及び資料を、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
 - ② 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。ただし、入札参加資格審査において疑義が生じた場合に提出を求めるものは除く。
 - ③ 申請書及び資料は返却しない。
 - ④ 申請書及び資料に関する問い合わせ先
〒371-8570
群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
群馬県県土整備部道路管理課 工事事務係 電話：027-226-3594

6 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、群馬県に対して入札参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（別記様式6）により、説明を求めることができる。
- ① 提出期間
入札参加資格確認通知を行った日から令和8年2月24日（火）までの毎日午前9時から午後4時まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時までを除く）
 - ② 提出場所
〒371-8570
群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
群馬県県土整備部道路管理課 工事事務係

- (2) 説明を求められたときは、令和8年3月3日（火）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

7 仕様書（金額抜き設計書）等（以下「設計図書等」という。）の閲覧等

- (1) 閲覧期間及び閲覧方法
- ① 閲覧期間
令和8年2月3日（火）～令和8年3月9日（月）
 - ② 閲覧方法
ぐんま電子入札共同システム（入札情報公開システム）による。
URL：https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/
- (2) 設計図書等に係る質問は、簡易な内容を除き書面（別記様式8）により電子メール（着信確認すること。）で提出すること。
- ① 提出期間
令和8年2月3日（火）～令和8年3月3日（火）まで
 - ② 提出先メールアドレス
doukanri@pref.gunma.lg.jp（道路管理課メールアドレス）
- (3) (2)の質問に対する回答は、次により閲覧に供する。
- ① 閲覧期間 令和8年3月9日（月）まで
 - ② 閲覧方法 ぐんま電子入札システムにより閲覧

8 現場説明会 行わない。

9 総合評価落札方式に関する資料（以下「評価項目算定資料」という。）

(1) この入札において参加資格があると通知を受けた者は、評価項目算定資料を提出しなければならない。

なお、資料の作成については「道路パトロール業務委託 技術提案書作成要領」及び「道路パトロール業務委託 落札者決定基準」の評価項目に基づいて、作成すること。

(2) 評価項目算定資料は、令和8年2月16日(月)から令和8年3月3日(火)までの毎日午前9時から午後4時までに群馬県県土整備部道路管理課工事事務係に持参すること。ただし、土曜日、日曜日、祝祭日及び正午から午後1時までの時間を除く。

(3) 評価項目算定資料は提出期限日の翌日以降の差し替え及び再提出は認めない。

(4) 評価項目算定資料の審査において疑義が生じたときは、評価項目算定資料の再提出を求めることがある。

(5) 評価項目算定資料は返却しない。

10 配置予定現場責任者のヒアリング

ヒアリングの開催日時及び場所等は、別途通知する。

11 入札方法等

(1) この入札は電子入札システムにより行う。

(2) 電子入札システムによる入札が不可能な者は、契約担当者と協議すること。

(3) 入札書は、自己の税込見積額から消費税額及び地方消費税額を控除した金額を記載すること。

(4) 入札書の引き換え又は変更は認めない。

(5) 入札執行回数は原則として2回までとする。

12 入札手続等

(1) 入札開始予定日時

令和8年3月9日(月) 午前9時

(2) 入札書及び業務委託費内訳書提出締切予定日時

令和8年3月13日(金) 午後4時

(3) 業務委託費内訳書開封予定日時

令和8年3月13日(金) 午後4時10分

(4) 開札予定日時

令和8年3月16日(月) 午前9時

13 入札保証金 免除

14 契約保証金

契約保証については、次の中から請負者が選択するものとする。

(1) 契約保証金の納付

(2) 金銭保証人(金融機関又は保証事業会社の保証)

(3) 履行保証保険

(4) 公共工事履行保証証券による保証

(5) 利付国債若しくは地方債

15 業務委託費内訳書

(1) 入札参加者は第1回の入札に際し、自己の見積金額にかかわらず業務委託費内訳書を提出すること。

(2) 入札参加者は、契約担当者が電子入札システムに添付した「業務委託費内訳書の作成例及び業務委託費内訳書の提出における留意点について」を確認のうえ、同システムに併せて添付した業務委託費内訳書の所要欄に入力し、入札書の提出と合わせてエクセルファイルにより提出すること。

(3) 業務委託費内訳書における業務価格は入札金額と一致すること。

(4) 業務委託費内訳書は返却しない。

- (5) 業務委託費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

1.6 開札

- (1) 開札は入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- (2) 入札者又はその代理人から要求があったときは、立ち会いを認める。

1.7 入札の無効

- (1) 入札参加資格がない者が行った入札
- (2) 入札に係る不正行為を行った者による入札
- (3) 虚偽の申請書又は資料を提出した者が行った入札
- (4) 同一の代理人が行った複数の入札
- (5) ICカードの不正使用により行った入札
- (6) 業務委託費内訳書の提出をしない者が行った入札
- (7) 業務委託費内訳書における業務価格と入札金額が一致しないとき
- (8) 落札候補者が開札から落札決定までの間に指名停止となったとき
- (9) その他入札に関する条件に違反したとき
- (10) 無効の入札を行った者を落札者としていたときは、落札決定を取り消す。
- (11) 入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において4に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

1.8 総合評価に関する事項

- (1) 総合評価点とは、価格点と技術提案評価点を総合した評価点をいう。
- (2) 価格点とは、入札価格に基づいて算定した評価点をいう。
- (3) 技術提案評価点とは、業務遂行能力等から算定した評価点をいう。
- (4) 各評価点は、別に定める「道路パトロール業務委託 落札者決定基準」に基づき配点する。
- (5) 次の要件をすべて満たす者を総合評価の対象とする。
 - ア 評価項目算定資料を提出した者であること。
 - イ 入札書が無効でないこと。
 - ウ 入札書記載金額が予定価格の制限の範囲内の者であること。(失格になった者を除く。)
 - エ 評価点算定に用いる審査者の技術提案書及び配置予定現場責任者のヒアリングの評価詳細項目の得点平均に0点の項目がないこと。
- (6) 入札参加者から提出された評価項目算定資料は公表しない。

1.9 落札者の決定方法

- (1) 1.8で算定された総合評価点の最も高い者を落札者とする。
- (2) 総合評価点の最も高い者が二者以上いるときは、くじ引きにより決定する。
- (3) この入札は、低入札価格調査制度を適用する。
- (4) 総合評価点の最も高い者が調査基準価格を下回る入札をしたときは、低入札価格調査（以下「低入調査」という。）を実施したうえで落札者を決定する。
- (5) 低入調査の対象となった者は低入調査の実施に協力すること。
- (6) 低入調査を受けることを拒否した者には、指名停止を行うことがある。
- (7) 低入調査の対象となった者が、この業務を遂行する能力がないと認められるとき又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあり、著しく不適正であると認められるときは落札者とししない。
- (8) 低入調査の対象となった者を落札者とししないときは、総合評価点の次順位以降の者について低入調査の実施又は予定価格の制限の範囲内の入札であることを確認したうえで落札者を決定する。
- (9) この入札は失格基準価格を設ける。失格基準価格を下回る入札をした者は失格とする。
- (10) 落札者を決定したときは、電子入札システムにより通知する。

(11) この入札の審査結果は、電子入札システムにより公表する。

2 0 請負契約書の作成

落札者は発注者との協議により、契約書を作成するものとする。

2 1 支払条件

前払い金 無

部分払い 実施計画に基づき実施した部分に対して、2ヶ月毎にまとめて支払う。

2 2 火災保険を付することの要否 否

2 3 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

2 4 審査請求

(1) 入札参加資格の申請を行った者のうち、契約担当者から入札参加資格がないと認められた者は、群馬県知事に対して審査請求を行うことができる。

(2) 審査請求先は、群馬県県土整備部道路管理課工事事務係とする。

2 5 契約条項等を示す場所

群馬県ホームページで閲覧可能

URL : <https://www.pref.gunma.jp/site/nyuusatsu/10973.html>

2 6 その他

(1) 入札参加者は群馬県競争入札心得を遵守すること。

(2) 虚偽の申請書及び資料を提出した者には、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要綱に基づいて指名停止を行うことがある。

(3) 落札者は、この業務に9の資料に記載した配置予定現場責任者を配置すること。契約担当者は、落札者が現場責任者を適正に配置しないときは契約を締結しないことがある。

(4) 指名停止期間中の者とは契約を締結しないものとする。

(5) この公告は、この業務に係る手続以外の目的に使用してはならない。

(6) 資料の作成及び提出に係る費用は入札参加者の負担とする。

(7) 提出された資料は返却しない。

(8) 締結する契約書には、この契約に関し、請負人が、次のいずれかに該当したときは、請負人は、発注者の請求に基づき、請負代金の10分の1に相当する額を違約金として支払う旨の特約を含めて締結すること。

① この契約に関し、請負人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反し、又は請負人が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が請負人に対し、同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

② この契約に関し、請負人（法人にあってはその役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定する刑が確定したとき。